

Naturemade



愛称：ネイチャーメイド

Naturemade

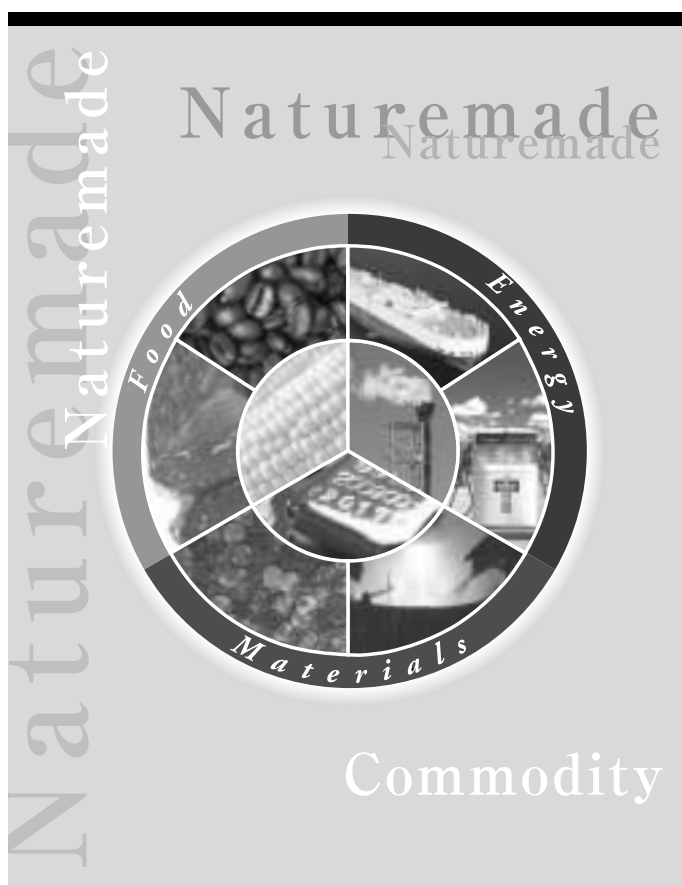
パインブリッジ・コモディティファンド

追加型投信 / 海外 / その他資産 (商品)

パインブリッジ・コモディティファンド

愛称：Naturemade(ネイチャーメイド)

追加型投信/海外/その他資産(商品)



投資信託説明書(交付目論見書)

2010年5月

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

- ・この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年5月7日に関東財務局長に提出しており、平成22年5月8日にその届出の効力が生じております。
- ・この目論見書は、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める文書として、当ファンドを取得しようとする投資者に対し交付が義務付けられている目論見書(交付目論見書)です。
- ・金融商品取引法第13条第2項第2号に定める詳細情報を記載した目論見書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

○「パインブリッジ・コモディティファンド」は、主にマザーファンドを通じて、実質的にDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

○「パインブリッジ・コモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

以下の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、以下の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

● 当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を実質的な主要投資対象としますので、組入れた債券の価格の下落や当該債券の発行者の経営・財務状況の悪化等および為替変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「商品市況リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「流動性リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

● 当ファンドにかかる手数料等について

申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.26%(税抜1.2%)の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 資産を外国で保管する場合の保管費用 等

上記その他の費用は、信託財産より間接的にご負担いただきます。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

費用等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用と税金」をご覧ください。

「パインブリッジ・コモディティファンド」

愛称：Naturemade(ネイチャーメイド)

投資信託説明書(交付目論見書)

目 次

ファンドの概要について知りたい

ファンドの概要 01

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの性格 03

ファンドの特色 06

投資方針 10

配分方針 12

ファンドのリスクについて知りたい

投資リスク 13

ファンドの申込方法について知りたい

ご投資の手引き<お申込方法> 16

ご投資の手引き<ご換金方法> 18

ファンドの費用と税金について知りたい

費用と税金 20

ファンドの運用について知りたい

委託会社の概況 23

運用体制およびリスク管理体制 24

その他

投資制限 26

管理および運営 28

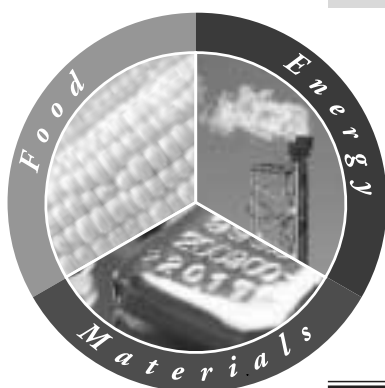
その他の情報 31

ファンドの運用状況 33

財務ハイライト情報 37

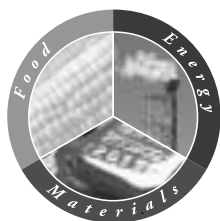
用語集 39

海外休業日 40



< 添付 >

・ 信託約款



ファンドの概要

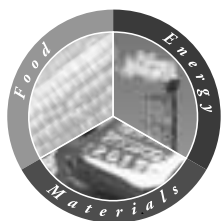
この概要は、投資信託説明書(交付目論見書)本文の内容のうち、主要な情報を要約したものです。詳細については、本文の各該当ページをご覧ください。

ファンドの名称	バインブリッジ・コモディティファンド 愛称：Naturemade(ネイチャーメイド) (以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / その他資産(商品)
ファンドの目的	主として「バインブリッジ・コモディティマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じてDow Jones-UBS Commodity Index SM (以下「DJ-UBSコモディティ・インデックス」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
主な投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	後記「ファンドの特色」および「投資方針」等をご参照ください。
主な投資制限	・株式への直接投資は行いません。 ・マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 ・外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資リスク	・価格変動リスク ・商品市況リスク ・為替変動リスク ・信用リスク ・金利変動リスク ・流動性リスク
設定日	平成18年2月23日(木)
信託期間	原則として無期限
決算日	原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	分配金受取りコース：原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
信託報酬	信託財産の純資産総額に年1.26%(税抜1.2%)*の率を乗じて得た額 *「税」とは消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。
お申込期間	平成22年5月8日(土)から平成23年5月9日(月)まで お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

お 申 込 受 付 日	原則として毎営業日にお申込みを受付けます。 お申込日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、お申込みの受付は行いません。
お 申 込 締 切 時 刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取扱いします。
お 申 込 単 位	お申込単位およびお取扱コースは、販売会社が定めますので、販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額
お 申 込 手 数 料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%) [*] を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 [*] 「 税 」とは消費税等相当額をいいます。
解約請求受付日	原則として毎営業日に解約の請求を受付けます。 解約請求日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、解約請求の受付は行いません。
解約請求締切時刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取扱いします。
解 約 単 位	解約単位は販売会社が定めますので、販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
解 約 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)を控除した額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
課税上の取扱い	後記「 費用と税金 」(20ページ)をご覧ください。
解約代金の支払	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号：03-5208-5858(受付時間は9：00～17：00 土、日、祝休日を除く)
ホームページ：http://www.pinebridge.co.jp/



ファンドの性格

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産(商品)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券 其他債券))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

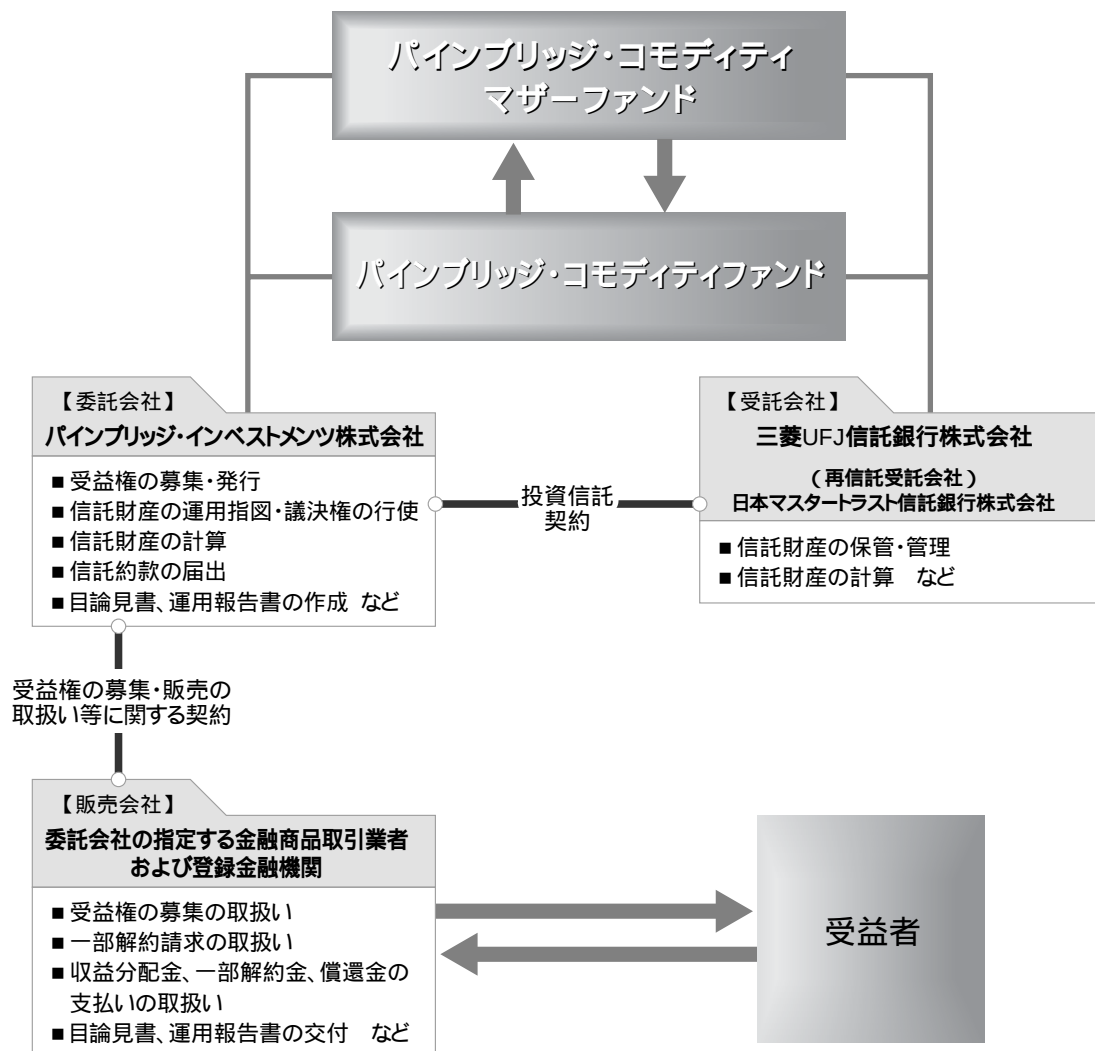
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類・属性区分の定義 >

- ・追加型投信
一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産(商品)
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に商品を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産(投資信託証券(債券 その他債券))
目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券(その他債券・・・公債または社債以外の債券)に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回(毎月)
目論見書または信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・グローバル(日本を含む)
目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む。) の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド
目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズのものに投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジなし
目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

ファンドのしくみ



▶ 投資信託契約とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

▶ 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までにいずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新されます。



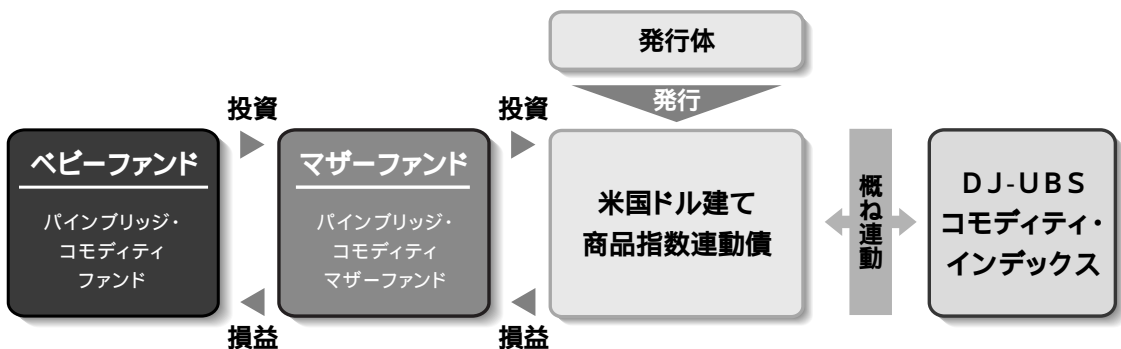
ファンドの特色

ファンドの特色1

世界の商品市況全体を表す、Dow Jones-UBS Commodity IndexSM(以下「DJ-UBSコモディティ・インデックス」といいます。)に中長期的な動きが反映される運用成果を目指します。

○実際の投資は米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を通じて行います。

ファンドのしくみ



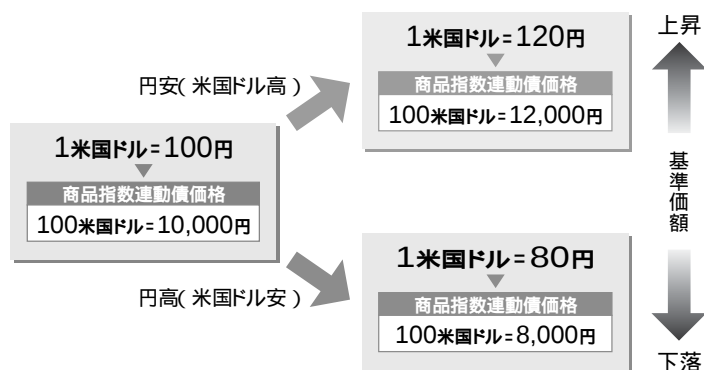
- DJ-UBSコモディティ・インデックスは、商品市場全体の動きを示す代表的なインデックスです。
- 当ファンドは、主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」を通じて、米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)に投資を行います。商品指数連動債の償還価額等は、DJ-UBSコモディティ・インデックスの期間中の動きに概ね連動します。
- 当ファンドが投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。ただし、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

ファンドの特色2

外貨建て資産に関しては、原則として為替ヘッジは行いません。

為替変動による価格変動のイメージ

債券価格に変化がなくても、為替変動により日々の価格は変わります。



一般に、円安/米国ドル高は基準価額の上昇要因に、円高/米国ドル安は基準価額の下落要因になります。

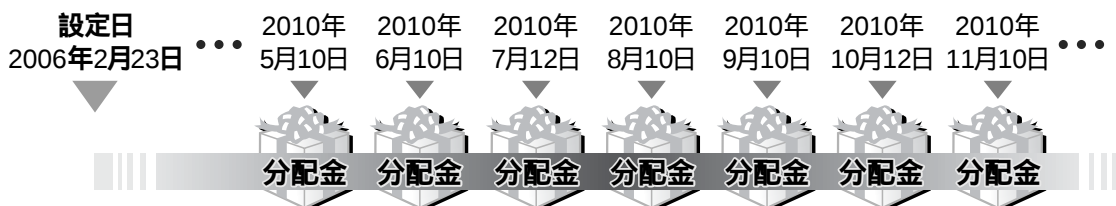
上記イメージ図は、当ファンドの運用成果を表すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。

ファンドの特色3

原則として、毎月分配を行います。

○投資対象である商品指数連動債からの利子・配当等収益(クーポン収入)を中心に、分配を行います。

収益分配のイメージ図



休日等が新たに制定、変更となった場合には、決算日も変更となる場合があります。

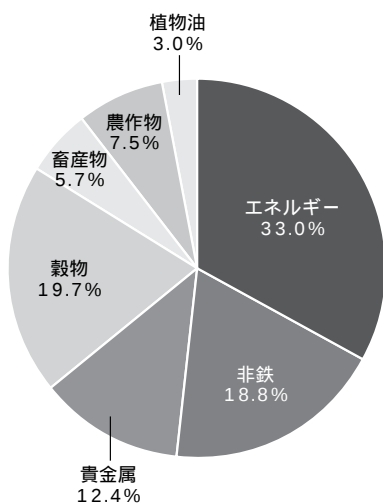
決算日が休業日の場合は、翌営業日になります。

上記はイメージ図であり、分配金のお支払いをお約束するものではありません。

また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

DJ-UBSコモディティ・インデックス構成比

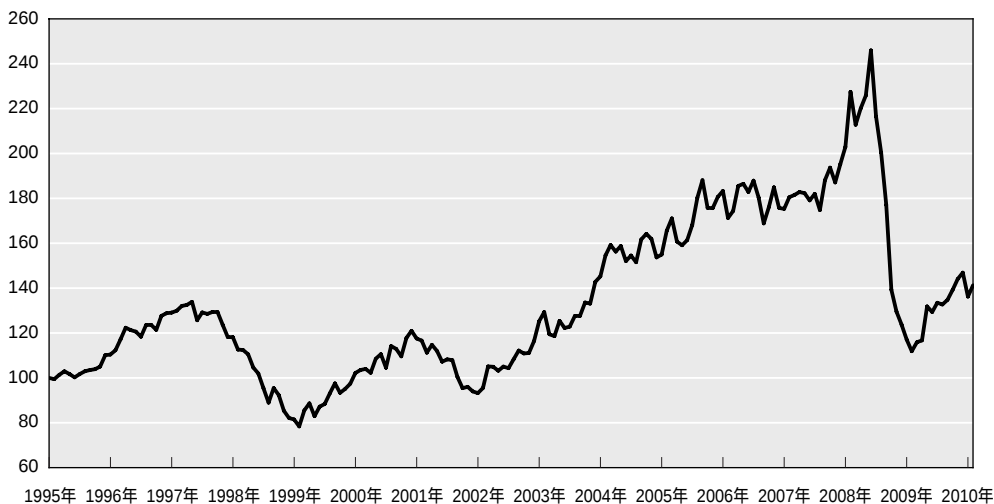
■ 2010年基本構成比



		2010年
エネルギー		33.0%
	原油	14.3%
	天然ガス	11.6%
	ヒーティングオイル	3.6%
非鉄	ガソリン	3.5%
		18.8%
	銅	7.6%
	アルミニウム	5.7%
貴金属	亜鉛	3.0%
	ニッケル	2.4%
		12.4%
	金	9.1%
	銀	3.3%
穀物		19.7%
	大豆	7.9%
	トウモロコシ	7.1%
畜産物	小麦	4.7%
		5.7%
	生牛	3.6%
農作物	豚赤身肉	2.1%
		7.5%
	砂糖	2.9%
植物油	コーヒー	2.6%
	綿	2.0%
		3.0%
	大豆油	3.0%
		3.0%

上記はDJ-UBSコモディティ・インデックスの2010年の基本構成比になります。なお、同インデックスは毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変化します。
基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

DJ-UBSコモディティ・インデックス推移



1995年1月を100として指数化しています。(1995年1月から2010年2月) 出所: ブルームバーグ
上記のグラフはインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。また、インデックスの過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。

■ ■ ■ DJ-UBS コモディティ・インデックスについて ■ ■ ■

「Dow Jones®」、「UBS」および「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」はDow Jones & Company, Inc.(以下「ダウ ジョーンズ」といいます。)およびUBS AGまたはその関係会社の登録商標またはサービスマークであり、バインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的のための利用を許諾されています。

当ファンドは、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社により後援、是認、販売または宣伝されません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、一般的な有価証券もしくはコモディティまたは特に当ファンドへの投資の適否について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のバインブリッジ・インベストメンツ株式会社に對する唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークの使用許諾、ならびにバインブリッジ・インベストメンツ株式会社、または当ファンドに関わりなくUBS Securities LLCと共同してダウ ジョーンズにより決定、構成および計算が行われるDow Jones-UBS Commodity Indexの使用許諾です。ダウ ジョーンズおよびUBS Securities LLCはDow Jones-UBS Commodity Indexの決定、構成、または計算に際し、バインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンドまたは受益者の要求を考慮する義務を負うものではありません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドの設定の時期、価格もしくはその数量の決定についてまたは当ファンドが現金に換金される際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またはこれらに参加していません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドの管理、販売または取引に関連し受益者等に対しいかなる義務または責任を負うものではありません。上記にかかわらずUBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、バインブリッジ・インベストメンツ株式会社が設定している当ファンドと無関係であるが、これらに類似しておりかつこれらと競合し得る金融商品を独自に発行し、およびまたは支援することがあります。さらに、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物(Dow Jones-UBS Commodity IndexおよびDow Jones-UBS Commodity Total Return Indexを含みます。)ならびに当該コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品の取引を積極的に行っています。かかる取引がDow Jones-UBS Commodity Indexおよび当ファンドの評価に影響を及ぼす可能性があります。

本書は当ファンドのみに関係するものであり、Dow Jones-UBS Commodity Indexの構成商品の裏付けとなる取引所で取引される実際のコモディティに関係するものではありません。当ファンドの受益者は、Dow Jones-UBS Commodity Indexに先物契約を組入れることが、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社による先物契約または裏付けとなる取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨するものであると結論づけるべきではありません。Dow Jones-UBS Commodity Indexの構成商品を含む実際のコモディティに係る取引所で取引される先物契約に関する本書の情報は、一般に提供される文書のみをその出典としています。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドに関連しDow Jones-UBS Commodity Indexを含む取引所で取引される先物契約についてデューデリジェンスを行っていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexを含む取引所で取引される先物契約に関するこれらの一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報(当該取引所で取引されている先物契約の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みます。)が正確または完全であるといかなる表明も行いません。

ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの正確性およびまたは完全性を保証しておらず、またダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、かかる指数に関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用によりバインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンド、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用によりバインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンド、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的な保証を行わず、また市場商品性また適性に関する一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、その可能性につき通知されて、いかなる場合も、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用によりバインブリッジ・インベストメンツ株式会社の間の契約の取決めに、UBS AGおよびその関係会社以外の第三者の権利者は存在しません。



投資方針

基本方針

主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。

投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

【ご参考】バインブリッジ・コモディティマザーファンド

基本方針

主としてDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

主要投資対象

A格相当以上の格付けを有する商品指数連動債を主要投資対象とします。

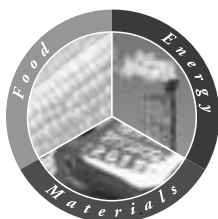
投資態度

商品指数連動債への投資を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。



分配方針

分配時期

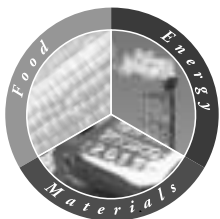
原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

分配方針

- 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。
- 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

支払方法

- 分配金受取りコースは、原則として、決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。
- 分配金再投資コースは、原則として、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。



投資リスク

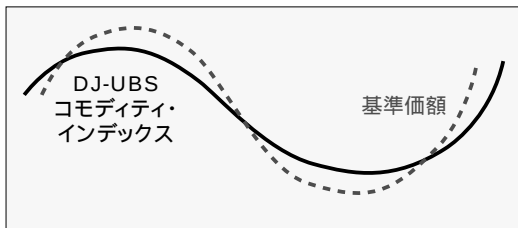
当ファンドの主要対象となるマザーファンド受益証券は、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債を原則として高位に組入れますので、DJ-UBSコモディティ・インデックスの変動および商品(コモディティ)市況変動の影響を大きく受けます。また、米国ドル建て商品指数連動債に投資しますが、外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これら運用による損益はすべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券とするため、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けることになります。

価格変動リスク

マザーファンドの主要投資対象である米国ドル建ての商品指数連動債はDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が概ね連動しますので、マザーファンド受益証券の基準価額はDJ-UBSコモディティ・インデックスの変動の影響を受けます。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

インデックス変動による価格変動のイメージ図



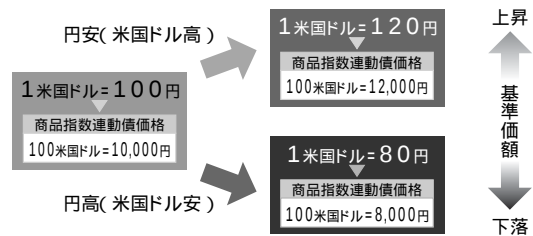
上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではなく、将来の成果をお約束をするものではありません。また、実際の基準価額やインデックスの動きを示唆するものではありません。

DJ-UBSコモディティ・インデックスは様々な商品市況の価格変動を表すインデックスであり、インデックスを構成するそれぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因で大きく変動します。また、それぞれの商品の需給は景気、環境、天候、農業生産、貿易動向、疾病、伝染病、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、生産者や企業の政策、投機家の動向など様々な要因で変動します。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは実質的に米国ドル建ての商品指数連動債を主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

為替変動による価格変動のイメージ図(円/米国ドルの場合)

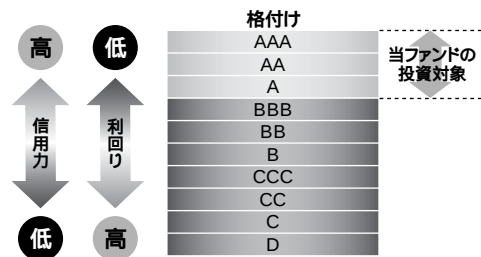


上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

信用リスク

当ファンドでは、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高い商品指数連動債への投資を行います。組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払遅延または債務不履行(デフォルト)の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

格付けと利回りの関係



金利変動リスク

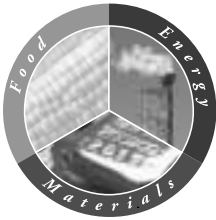
金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

当ファンドは、実質的にDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての商品指数連動債を、原則として高位に組入れて運用しますが、ファンドの基準価額の騰落率とDJ-UBSコモディティ・インデックスを円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。この要因は、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流出入から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数のずれ、ならびに売買コストや信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。またファンドの投資効果がDJ-UBSコモディティ・インデックスを円換算したものと連動または上回ることを保証するものではありません。

その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク
当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。
2. 有価証券先物等に伴うリスク
当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。
3. 収益分配に関わるリスク
当ファンドは、決算時に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。
4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク
解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却(先物取引については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。
5. 資産規模に関するリスク
ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。
6. 繰上償還に関わる留意点
当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。
7. お申込み、解約請求等に関する留意点
当ファンドは、ニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、お申込みおよび解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約請求を取消することがあります。
8. ファミリーファンド方式に関する留意点
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



ご投資の手引き お申込方法

お申込取扱場所

販売会社の本・支店等とします。

詳しくは、委託会社の照会先までお問い合わせください。

お申込期間

平成22年5月8日(土)から平成23年5月9日(月)まで

お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

お申込受付日

原則として毎営業日にお申込みを受付けます。

お申込日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、お申込みを受付けません。

お申込みの受付時間は、原則として毎営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし受付時間は販売会社により異なることがありますのでご注意ください。当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとさせていただきます。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取消しさせていただくことがあります。

お申込単位

販売会社が定める単位とします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。原則としてお申込手続完了後のコース変更はできません。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。また、販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合は、当該契約の定める申込単位とします。

お申込単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合があります。また、販売会社によりどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

お 申 込 価 額

お申込受付日の翌営業日の基準価額

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額として表示されます。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社の照会先で入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お 申 込 手 数 料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

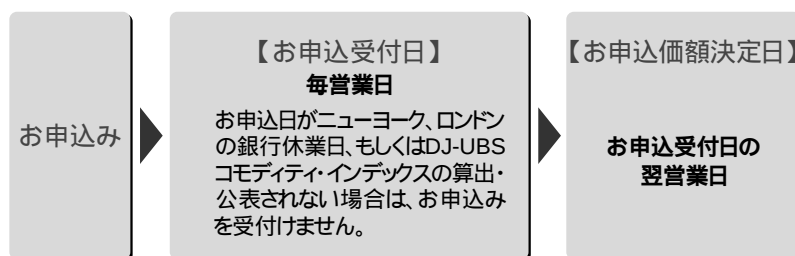
お 申 込 代 金 の 払 込 期 日 等

お申込代金は、各販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いください。

詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

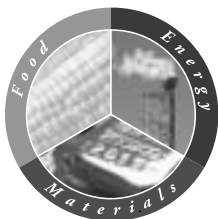
振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

お 申 込 みの 流 れ



そ の 他

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。



ご投資の手引き ご換金方法

解 約 の 請 求

**ご換金は、解約請求により行うことができます。
ご解約の請求は、毎営業日に販売会社にて受付けます。**

一部解約の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合は解約請求を受付けません。

解約請求の受付時間は、原則として毎営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし受付時間は販売会社により異なることがありますのでご注意ください。当該受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日扱いとさせていただきます。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止させていただくことがあります。一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後、最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして計算します。

解 約 の 単 位

販売会社が定める単位とします。

解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解 約 の 価 額

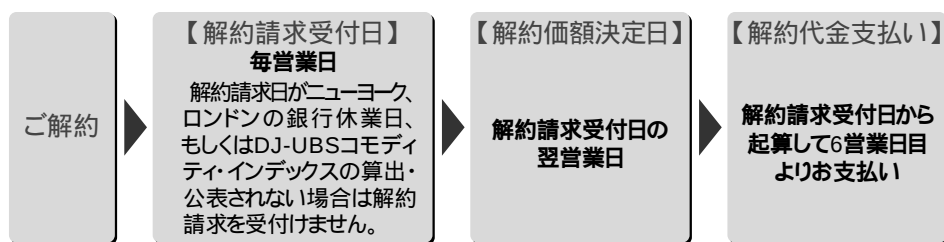
**ご換金時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から
当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。**

解約価額は委託会社の毎営業日に算出されます。

解約代金のお支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

解 約 の 流 れ



そ の 他

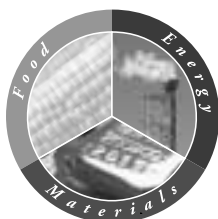
換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

照会先

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号：03-5208-5858(受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ：<http://www.pinebridge.co.jp/>



費用と税金

お申込時、収益分配時、途中解約時等にご負担いただく費用と税金

時期	項目	費用と税金	納税方法
お申込時	申込手数料	3.15%(税抜3.0%) ^{注1} を上限として販売会社が設定します。	-
収益分配時	所得税および地方税	《個人の受益者》 普通分配金に対し10%(所得税7%・地方税3%) ^{注2}	源泉徴収 ^{注4} (申告不要)
		《法人の受益者》 普通分配金に対し7%(所得税7%) ^{注3}	源泉徴収
途中解約時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%	-
	所得税および地方税	《個人の受益者》 譲渡益に対し10%(所得税7%・地方税3%) ^{注2}	申告分離課税
		《法人の受益者》 解約価額の個別元本超過額に対し7%(所得税7%) ^{注3}	源泉徴収
償還時	所得税および地方税	《個人の受益者》 譲渡益に対し10%(所得税7%・地方税3%) ^{注2}	申告分離課税
		《法人の受益者》 償還価額の個別元本超過額に対し7%(所得税7%) ^{注3}	源泉徴収

(注1) 税とは、消費税等相当額をいいます。

(注2) 平成24年1月1日から、20%(所得税15%・地方税5%)となります。

(注3) 平成24年1月1日から、15%(所得税15%)となります。

(注4) 確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税を選択することも可能です。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

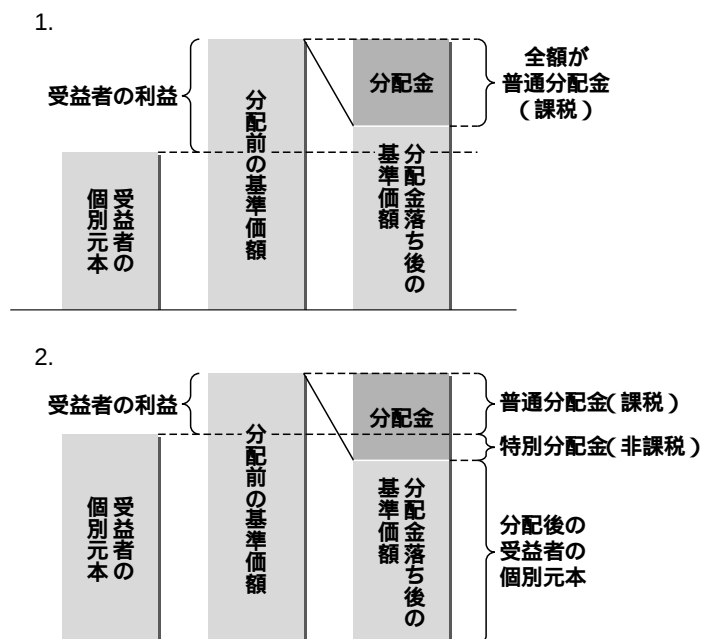
特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

分配金に関するイメージ図



上記はイメージ図であり、個別元本・基準価額・分配金の水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

信託期間中において、間接的にご負担いただく費用と税金 (信託財産から支払う費用と税金)

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26% (税抜 1.2%) の率を乗じて得た額とします。

委託会社、販売会社および受託会社の配分についての内訳は次の通りです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.26% (税抜1.2%)	0.525% (税抜0.5%)	0.6825% (税抜0.65%)	0.0525% (税抜0.05%)

上記は年率表示です。
税とは消費税等相当額をいいます。

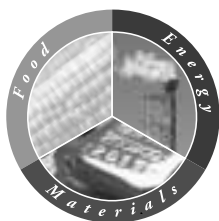
- 信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産から支払われます。
- 委託会社の報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代 hands 手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書等の作成に要する費用などが含まれます。

その他の手数料等

次の費用およびそれらにかかる消費税等相当額が信託財産から支払われます。

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息
 - ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、先物取引・オプション取引等に要する費用および信託財産に関する資産を外国で保管する場合の保管等に要する費用
 - 一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ指図を行った場合の当該借入金に対する利息
- その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

費用・手数料等には保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。



委託会社の概況

バインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

- 名称 バインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- 代表者の役職氏名 代表取締役社長 秋 元 正
- 本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
- 資本金 2,150,000,000円（平成22年2月末日現在）
- 会社の沿革

昭和61年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9 年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社(AIG投信投資顧問株式会社)に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。
平成20年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク(AIG日本証券会社)との事業統合。
平成21年12月	バインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

- 大株主の状況（平成22年2月末日現在）

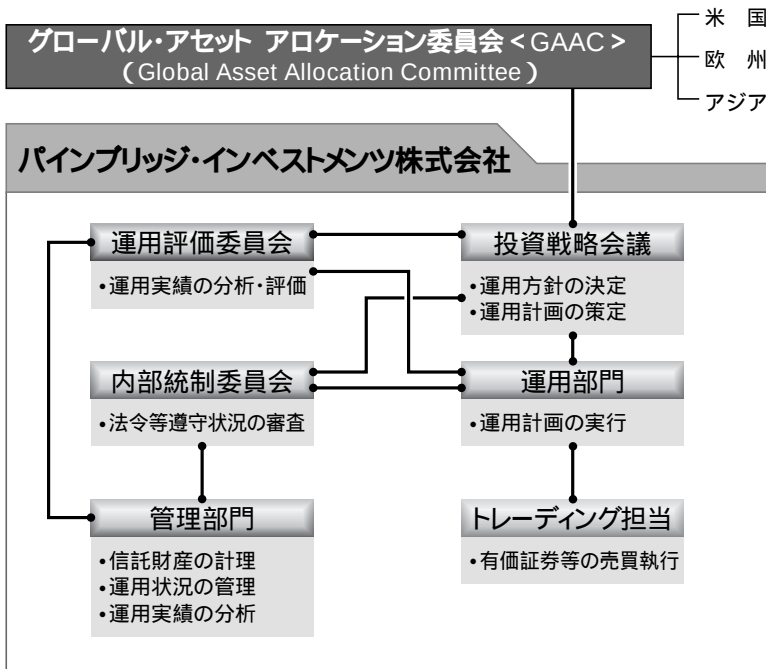
株主名	住所	持株数	持株比率
PineBridge Investments LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州10270 ニューヨーク市パイン・ストリート70	41,000株	100%

- 当社が属する資産運用グループPineBridge Investmentsは世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。



運用体制および リスク管理体制

委託会社の運用体制



グローバル・アセット アロケーション委員会 (Global Asset Allocation Committee <GAAC>)

- 世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
- 毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。
- 定期的に、一堂に会しての会議(オフサイト・ミーティング)も行われます。
- 月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。
- 運用部門(24名)のファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- 有価証券等の売買はトレーディング担当(3名)において執行されます。

パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用評価部(5名)において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- コンプライアンス部(4名)において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

ファンドの関係法人に対する管理体制

- ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成22年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社のリスク管理体制

1 運用 評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2 コンプライ アンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

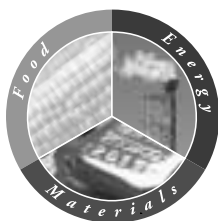
3 内部統制 委員会

月1回開催し、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4 運用評価 委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。



投資制限

各投資対象への投資制限

投資対象	バインブリッジ・コモディティファンド	【ご参考】バインブリッジ・コモディティマザーファンド
株式	株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得する場合に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。	株式への投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得する場合に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
投資信託証券	マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建て資産	外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。	外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

詳細につきましては、添付「信託約款」をご参照ください。

その他の信託約款上の投資制限

○投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

○有価証券先物取引等の運用指図

・委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

・委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

・委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

○スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。

○金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

○有価証券の貸付の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

○特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

○外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

○資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。))の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

詳細につきましては、添付「信託約款」をご参照ください。

法令上の投資制限

○同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

○デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。を)行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。



管理および運営

基準価額とは...

- 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券の保管について

- ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

信 託 期 間

- 原則として無期限です。ただし、後記「信託の終了」に掲げる事由等により、投資信託契約を解約し信託を終了させることがあります。

計 算 期 間

- 原則として毎月11日から翌月10日までとします。
各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

運用経過のご報告について

- 委託会社は原則として6ヵ月毎(2月および8月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。
また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的な作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社のホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

信託の終了

繰上償還が行われる場合

次のいずれかに該当することになった場合には、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

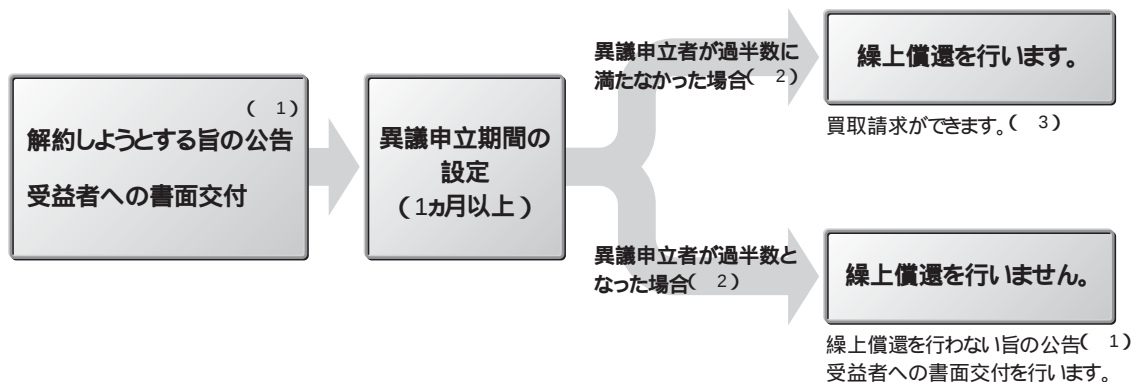
- この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- 一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合

この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

繰上償還を行う場合の手続

繰上償還を行うにあたっては、委託会社は受益者の皆様からの異議申立を受付けます。

詳細については、添付「信託約款」をご参照ください。



- (1) この投資信託契約にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (2) 過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。
- (3) 異議申立を行った受益者は、自己に帰属する受益権を一定期間内に、受託会社に対し信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

次のいずれかに該当することになった場合には、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき
監督官庁がこの信託に関する業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」の変更手続が不成立となった場合を除き、この信託は当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 受託会社が委託会社の承諾を受けて辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

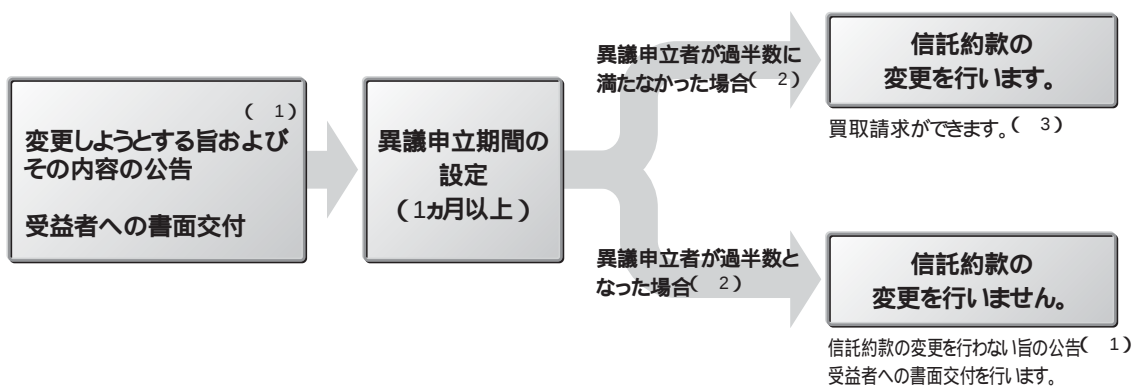
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。

この場合において、委託会社はあらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁へ届け出ます。

委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、以下の手順で信託約款の変更を行います。

重大な信託約款の変更を行う場合の手続

詳細については、添付「信託約款」をご参照ください。



- (1) この信託約款にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (2) 過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。
- (3) 異議申立を行った受益者は、自己に帰属する受益権を一定期間内に、受託会社に対し信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

そ の 他

○ 設定日

平成18年2月23日(木)

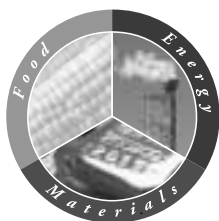
○ 信託金限度額

3,000億円を限度とします。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

○ 公告

委託会社が、受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。



その他の情報

ファンドに関する情報

○ ファンドの名称

バインブリッジ・コモディティファンド

愛称として「Naturemade」または「ネイチャーメイド」という名称を使用する場合があります。

なお、「Naturemade」または「ネイチャーメイド」は、当ファンドと運用にかかる「基本方針」、「主要投資対象」、「投資態度」等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針を異にする「バインブリッジ・コモディティファンド＜1年決算型＞」の愛称としても使用される場合があります。

○ 国内投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。また、格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をい)、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録される

ことにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)委託会社であるバインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

○ 発行価額の総額

3,000億円を上限とします。

○ 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

○ 振替機関に関する事項

振替機関: 株式会社証券保管振替機構

○ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

請求目論見書の記載内容

○ 下記の項目は、請求目論見書に記載されております。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

内国投資信託受益証券事務の概要

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益者の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

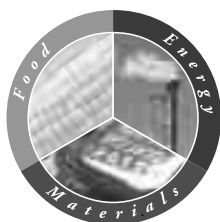
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



ファンドの 運用状況

運 用 状 況

(1) 投資状況

(平成22年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,253,315,980	99.38
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		20,248,785	0.62
合計 (純資産総額)		3,273,564,765	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(ご参考) バインブリッジ・コモディティマザーファンドの投資状況

(平成22年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	スウェーデン	2,776,450,934	51.87
	ノルウェー	2,409,560,782	45.02
	小 計	5,186,011,716	96.89
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		166,395,685	3.11
合計 (純資産総額)		5,352,407,401	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄 (平成22年2月26日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	バインブリッジ・ コモディティ マザーファンド	5,289,084,670	0.6088	3,219,994,748	0.6151	3,253,315,980	99.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率 (平成22年2月26日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンドの投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄 (平成22年2月26日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
スウェーデン	社債	SVENSK 0.02% 2010/7/27	27,200,000	10,025.99	2,727,071,265	10,207.54	2,776,450,934	51.87
ノルウェー	社債	NOR-EXPT 0.15% 2010/10/28	26,000,000	9,131.69	2,374,241,298	9,267.54	2,409,560,782	45.02

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率 (平成22年2月26日現在)

種類	投資比率 (%)
社債券	96.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
第1特定期間末 (平成18年8月10日)	(分配付)	20,757,020,941	(分配付)	10,716
	(分配落)	20,532,561,631	(分配落)	10,581
第2特定期間末 (平成19年2月13日)	(分配付)	20,935,970,911	(分配付)	10,458
	(分配落)	20,569,794,948	(分配落)	10,278
第3特定期間末 (平成19年8月10日)	(分配付)	16,970,966,449	(分配付)	10,351
	(分配落)	16,655,188,115	(分配落)	10,171
第4特定期間末 (平成20年2月12日)	(分配付)	13,166,554,217	(分配付)	11,035
	(分配落)	12,912,248,422	(分配落)	10,855
第5特定期間末 (平成20年8月11日)	(分配付)	7,999,468,102	(分配付)	10,748
	(分配落)	7,840,649,397	(分配落)	10,568
第6特定期間末 (平成21年2月10日)	(分配付)	3,106,652,714	(分配付)	4,903
	(分配落)	2,988,221,752	(分配落)	4,723
第7特定期間末 (平成21年8月10日)	(分配付)	3,850,106,081	(分配付)	5,727
	(分配落)	3,737,217,629	(分配落)	5,547
第8特定期間末 (平成22年2月10日)	(分配付)	3,400,700,593	(分配付)	5,080
	(分配落)	3,273,527,423	(分配落)	4,900
平成21年2月末		2,996,957,250		4,789
3月末		2,932,192,175		4,799
4月末		2,941,735,842		4,871
5月末		3,196,216,239		5,332
6月末		3,407,329,367		5,356
7月末		3,425,606,526		5,248
8月末		3,769,287,117		5,222
9月末		3,626,039,557		4,904
10月末		3,827,536,480		5,312
11月末		3,607,339,149		5,037
12月末		3,846,380,554		5,465
平成22年1月末		3,308,441,266		4,949
2月末		3,273,564,765		4,946

(注) 特定期間末の純資産総額(分配付)および基準価額(分配付)は、当該特定期間末における純資産総額(分配落)および基準価額(分配落)の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

②分配の推移

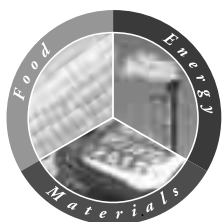
期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成18年 2月23日	135円
	至 平成18年 8月10日	
第2特定期間	自 平成18年 8月11日	180円
	至 平成19年 2月13日	
第3特定期間	自 平成19年 2月14日	180円
	至 平成19年 8月10日	
第4特定期間	自 平成19年 8月11日	180円
	至 平成20年 2月12日	
第5特定期間	自 平成20年 2月13日	180円
	至 平成20年 8月11日	
第6特定期間	自 平成20年 8月12日	180円
	至 平成21年 2月10日	
第7特定期間	自 平成21年 2月11日	180円
	至 平成21年 8月10日	
第8特定期間	自 平成21年 8月11日	180円
	至 平成22年 2月10日	

③収益率の推移

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成18年 2月23日	7.16%
	至 平成18年 8月10日	
第2特定期間	自 平成18年 8月11日	△1.16%
	至 平成19年 2月13日	
第3特定期間	自 平成19年 2月14日	0.71%
	至 平成19年 8月10日	
第4特定期間	自 平成19年 8月11日	8.49%
	至 平成20年 2月12日	
第5特定期間	自 平成20年 2月13日	△0.99%
	至 平成20年 8月11日	
第6特定期間	自 平成20年 8月12日	△53.61%
	至 平成21年 2月10日	
第7特定期間	自 平成21年 2月11日	21.26%
	至 平成21年 8月10日	
第8特定期間	自 平成21年 8月11日	△8.42%
	至 平成22年 2月10日	

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本額(10,000円)を用いております。

収益率＝(当特定期間末分配付基準価額－前特定期間末分配落基準価額)÷前特定期間末分配落基準価額×100



財務ハイライト 情報

財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」の内容を抜粋したものです。ファンドの財務諸表はあらた監査法人による監査を受けており、その監査報告書は「財務諸表」に添付されております。

バインブリッジ・コモディティファンド

1 貸借対照表

区分	注記 事項	第7特定期間 (平成21年8月10日現在)	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		109,967,718	62,161,237
親投資信託受益証券		3,701,204,992	3,233,703,903
未収入金		—	9,000,000
未収利息		241	136
流動資産合計		3,811,172,951	3,304,865,276
資産合計		3,811,172,951	3,304,865,276
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		20,213,154	20,040,990
未払解約金		50,166,403	7,852,932
未払受託者報酬		148,991	143,500
未払委託者報酬		3,426,774	3,300,431
流動負債合計		73,955,322	31,337,853
負債合計		73,955,322	31,337,853
純資産の部			
元本等			
元本		6,737,718,278	6,680,330,318
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△3,000,500,649	△3,406,802,895
(分配準備積立金)		638,673,913	407,128,616
元本等合計		3,737,217,629	3,273,527,423
純資産合計		3,737,217,629	3,273,527,423
負債純資産合計		3,811,172,951	3,304,865,276

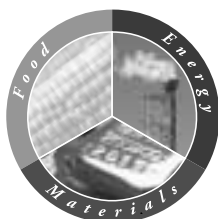
2 損益及び剰余金計算書

区分	注記 事項	第7特定期間 自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		17, 529	22, 464
有価証券売買等損益		632, 400, 412	△273, 801, 089
営業収益合計		632, 417, 941	△273, 778, 625
営業費用			
受託者報酬		818, 904	972, 233
委託者報酬		18, 834, 704	22, 361, 337
営業費用合計		19, 653, 608	23, 333, 570
営業利益又は営業損失（△）		612, 764, 333	△297, 112, 195
経常利益又は経常損失（△）		612, 764, 333	△297, 112, 195
当期純利益又は当期純損失（△）		612, 764, 333	△297, 112, 195
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		341, 598	14, 211, 392
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△3, 339, 378, 132	△3, 000, 500, 649
剰余金増加額又は欠損金減少額		496, 041, 357	698, 192, 650
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		496, 041, 357	698, 192, 650
剰余金減少額又は欠損金増加額		656, 698, 157	665, 998, 139
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		656, 698, 157	665, 998, 139
分配金		112, 888, 452	127, 173, 170
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△3, 000, 500, 649	△3, 406, 802, 895

3 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第7特定期間 自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額で評価し ております。	親投資信託受益証券 同左



用語集

委託会社

ファンドの設定・運用指図、受益権の募集・発行、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の作成等を行う会社(運用会社)を指します。

受託会社

委託会社との間の「投資信託契約」に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行う信託銀行を指します。

信託約款

「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき作成され、委託会社および受託会社の行うべき業務や受益者の権利に関する事項等が規定されています。その内容につき委託会社はあらかじめ監督官庁に届け出ます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づき投資信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付される報告書です。

信託期間

ファンドが設定されてから償還されるまでの期間をいいます。信託期間は、当初の取り決め通りの期日に償還する投資信託もあれば、延長するもの、場合によっては信託期間の途中で償還する投資信託もあります。

販売会社

委託会社との間の「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および解約代金の支払いの取扱い等を行う金融商品取引業者および登録金融機関を指します。

基準価額

投資信託の価格のこと。ファンドの申込・解約の際の基準となるもので、ファンドの純資産総額を受益権の総口数で割り算出されます。原則として毎営業日計算され、日々変動します。

信託報酬

投資信託の運営、管理等の対価として、信託財産から委託会社、受託会社、販売会社に支払われる報酬をいいます。信託報酬は日々計算され、信託財産の純資産総額に対して定率で差し引かれます。



海外休業日

ファンドの休業日

ニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、
もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合

2010年 5月31日(月)

7月5日(月)

8月30日(月)

9月6日(月)

11月11日(木)

11月25日(木)

上記は、2010年2月末現在で委託会社が認識できる2010年11月末までの休業日です。なお、休業日は変更されることがありますので、事前に販売会社にご確認ください。
また、海外の休日が日本においても休日の場合は記載しておりません。

追加型証券投資信託
パインブリッジ・コモディティファンド
運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、Dow Jones-UBS Commodity Index（以下「DJ-UBS コモディティ・インデックス」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下、「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、DJ-UBS コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。
- ② 投資を行う商品指数連動債は、原則として A 格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。
- ③ 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券に限り、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎月 10 日に決算を行い（ただし、休業日の場合は翌営業日。）、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンド投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- ② 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
パインブリッジ・コモディティファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 3,643,597,658 円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意の上、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 48 条第 1 項および第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、3,643,597,658 口を、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部

償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金

融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関(以下「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、指定販売会社が独自に定める単位(お申込みは1口以上とします。)をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に従って契約(「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、委託者の指定する指定販売会社は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項から第2項までの取得申込日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日がDow Jones-UBS Commodity Index(以下「DJ-UBS コモディティ・インデックス」といいます。)が算出・公表されない場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑤ 第1項および第2項までの受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手料は、取得申込日の翌営業日の基準価額(この投資信託契約締結日前の取得申込みについては1口につき1円とします。)に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する指定販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑦ 前6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項および第3項の規定に基づき収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。
- (受益権の譲渡にかかる記載または記録)
- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したも

でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権(イ.ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ・コモディティマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。)
13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り

- ます。)
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第6号の証券および第8号および第13号の証券または証券のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号および第13号の証券または証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。
- （受託者の自己または利害関係人等との取引）
- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に定める資産への投資ならびに第26条、第28条および第35条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。
- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による

- 取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- （運用の基本方針）
- 第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。
- （投資する株式等の範囲）
- 第20条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- （同一銘柄の株式への投資制限）
- 第21条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- （先物取引等の運用指図・目的・範囲）
- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、

ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する

行為

第30条 (削除)

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第 37 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 11 日から翌月 10 日までします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 2 月 23 日から平成 18 年 4 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 40 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 42 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 43 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第 44 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 44 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 45 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。

④ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引

き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する指定販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第46条 受益者(委託者の指定する指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、平成18年4月7日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は平成18年4月6日以前に委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- 1. 受益者が死亡したとき
- 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
- 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定販売会社が認めるとき

なお、この場合、委託者の指定販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めることができるものとし、

- ② 前項の場合の解約請求日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは当該日がDJ-UBSコモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および委託者の指定する指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請

求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

第48条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項および第2項の投資信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約

を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。
(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第53条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
(投資信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の投資信託約款を変更しません。

- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。
(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成18年2月23日（投資信託契約締結日）

委託者 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

パインブリッジ・ コモディティファンド

(愛称：Naturemade / ネイチャーメイド)

追加型投信 / 海外 / その他資産（商品）

投資信託説明書（請求目論見書）

2010 年 5 月

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

- ・この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 5 月 7 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 5 月 8 日にその届出の効力が生じております。
- ・この目論見書は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める文書（ファンドの詳細情報を記載した目論見書）として、ファンドを取得しようとする方からの請求があった場合に交付される目論見書（請求目論見書）です。

○「パインブリッジ・コモディティファンド」は、主にマザーファンドを通じて、実質的に DJ-UBS コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

○「パインブリッジ・コモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

「パインブリッジ・コモディティファンド」
(愛称：Naturemade / ネイチャーメイド)
投資信託説明書（請求目論見書） 目次

ファンドの詳細情報

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
(1)	資産の評価	3
(2)	保管	3
(3)	信託期間	3
(4)	計算期間	3
(5)	その他	3
2	受益者の権利等	6
第4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	10
(1)	貸借対照表	10
(2)	損益及び剰余金計算書	11
(3)	注記表	12
(4)	附属明細表	15
2	ファンドの現況	21
	純資産額計算書	21
第5	設定及び解約の実績	21

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成18年 2月23日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG コモディティファンド」から「パインブリッジ・コモディティファンド」に変更。）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

お申込期間：平成22年5月8日（土）から平成23年5月9日（月）まで

※お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

①受益権の取得申込は、お申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ロンドン、ニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日が DJ-UBS コモディティ・インデックスの算出、公表されない場合には受付を行いません。

②お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。お申込みの受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (9:00～17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

③運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

④取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2）申込単位・申込価額

①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、お申込単位は販売会社が定めるものとします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、お申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た申込手数料（当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

※解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースによっては異なる場合があります。詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

②一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドン、ニューヨークの銀行休業日、もしくは解約請求日が DJ-UBS コモディティ・インデックスの算出、公表されない場合には受付を行いません。

③解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

④委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

⑤一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして算出された価額とします。

⑥一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。

⑦一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出され、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

⑧解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

⑨換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口

座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2) 組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額、または一部償却原価法のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了 をご参照ください。）

(4)【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総

口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ) の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。

ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（2月および8月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれから

別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取すべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成21年2月11日から平成21年8月10日まで）及び第8特定期間（平成21年8月11日から平成22年2月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(4)平成21年12月1日をもって、当ファンドの投資信託委託会社は、「A I Gインベストメンツ株式会社」から「パインブリッジ・インベストメンツ株式会社」に商号を変更いたしました。

(5)平成21年12月1日をもって、当ファンドの名称を「A I Gコモディティファンド」から「パインブリッジ・コモディティファンド」に変更いたしました。

また、当ファンドの投資対象である「A I Gコモディティマザーファンド」も、平成21年12月1日をもって、名称を「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」に変更いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

A I Gインベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I Gコモディティファンドの平成21年2月11日から平成21年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I Gコモディティファンドの平成21年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I Gインベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年3月17日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
(旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 我

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・コモディティファンド（旧ファンド名 A I Gコモディティファンド）の平成21年8月11日から平成22年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・コモディティファンド（旧ファンド名 A I Gコモディティファンド）の平成22年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

パインブリッジ・コモディティファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 事項	第7特定期間 (平成21年8月10日現在)	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		109,967,718	62,161,237
親投資信託受益証券		3,701,204,992	3,233,703,903
未収入金		—	9,000,000
未収利息		241	136
流動資産合計		3,811,172,951	3,304,865,276
資産合計		3,811,172,951	3,304,865,276
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		20,213,154	20,040,990
未払解約金		50,166,403	7,852,932
未払受託者報酬		148,991	143,500
未払委託者報酬		3,426,774	3,300,431
流動負債合計		73,955,322	31,337,853
負債合計		73,955,322	31,337,853
純資産の部			
元本等			
元本		6,737,718,278	6,680,330,318
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△3,000,500,649	△3,406,802,895
（分配準備積立金）		638,673,913	407,128,616
元本等合計		3,737,217,629	3,273,527,423
純資産合計		3,737,217,629	3,273,527,423
負債純資産合計		3,811,172,951	3,304,865,276

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 事項	第7特定期間 自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		17,529	22,464
有価証券売買等損益		632,400,412	△273,801,089
営業収益合計		632,417,941	△273,778,625
営業費用			
受託者報酬		818,904	972,233
委託者報酬		18,834,704	22,361,337
営業費用合計		19,653,608	23,333,570
営業利益又は営業損失（△）		612,764,333	△297,112,195
経常利益又は経常損失（△）		612,764,333	△297,112,195
当期純利益又は当期純損失（△）		612,764,333	△297,112,195
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		341,598	14,211,392
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△3,339,378,132	△3,000,500,649
剰余金増加額又は欠損金減少額		496,041,357	698,192,650
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		496,041,357	698,192,650
剰余金減少額又は欠損金増加額		656,698,157	665,998,139
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		656,698,157	665,998,139
分配金		112,888,452	127,173,170
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△3,000,500,649	△3,406,802,895

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額で評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7特定期間 (平成21年8月10日現在)	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)
1. 期首元本額	6,327,599,884円	6,737,718,278円
期中追加設定元本額	1,405,445,599円	1,390,146,690円
期中一部解約元本額	995,327,205円	1,447,534,650円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	6,737,718,278口	6,680,330,318口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 3,000,500,649円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 3,406,802,895円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
分配金の計算過程	[平成21年2月11日から 平成21年3月10日までの 計算期間]	[平成21年8月11日から 平成21年9月10日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	654,428円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	428,059,759円	742,067,366円
分配準備積立金額	843,656,644円	625,495,926円
当ファンドの分配対象収益額	1,272,370,831円	1,367,563,292円
当ファンドの期末残存口数	6,183,148,333口	7,261,833,222口
1万口当たり収益分配対象額	2,057.80円	1,883.22円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	18,549,444円	21,785,499円
	[平成21年3月11日から 平成21年4月10日までの 計算期間]	[平成21年 9月11日から 平成21年10月13日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	766,413円	454,859円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	428,183,476円	774,527,212円
分配準備積立金額	801,302,292円	589,094,518円
当ファンドの分配対象収益額	1,230,252,181円	1,364,076,589円
当ファンドの期末残存口数	6,061,955,043口	7,356,678,705口
1万口当たり収益分配対象額	2,029.46円	1,854.20円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	18,185,865円	22,070,036円
	[平成21年4月11日から 平成21年5月11日までの 計算期間]	[平成21年10月14日から 平成21年11月10日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	468,168円	183,593円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	437,996,103円	767,122,118円
分配準備積立金額	772,400,365円	542,033,532円
当ファンドの分配対象収益額	1,210,864,636円	1,309,339,243円
当ファンドの期末残存口数	6,052,954,165口	7,174,202,421口
1万口当たり収益分配対象額	2,000.45円	1,825.06円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	18,158,862円	21,522,607円

項目	第7特定期間	第8特定期間
	自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
	[平成21年5月12日から 平成21年6月10日までの 計算期間]	[平成21年11月11日から 平成21年12月10日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	364,349円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	461,268,521円	766,419,966円
分配準備積立金額	738,686,629円	509,813,645円
当ファンドの分配対象収益額	1,200,319,499円	1,276,233,611円
当ファンドの期末残存口数	6,088,720,444口	7,108,415,115口
1万口当たり収益分配対象額	1,971.38円	1,795.38円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	18,266,161円	21,325,245円
	[平成21年6月11日から 平成21年7月10日までの 計算期間]	[平成21年12月11日から 平成22年 1月12日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	224,208円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	565,107,727円	739,442,708円
分配準備積立金額	698,095,792円	463,056,948円
当ファンドの分配対象収益額	1,263,203,519円	1,202,723,864円
当ファンドの期末残存口数	6,504,988,947口	6,809,597,823口
1万口当たり収益分配対象額	1,941.89円	1,766.21円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	19,514,966円	20,428,793円
	[平成21年7月11日から 平成21年8月10日までの 計算期間]	[平成22年1月13日から 平成22年2月10日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	429,668円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	629,953,488円	733,069,592円
分配準備積立金額	658,457,399円	427,169,606円
当ファンドの分配対象収益額	1,288,840,555円	1,160,239,198円
当ファンドの期末残存口数	6,737,718,278口	6,680,330,318口
1万口当たり収益分配対象額	1,912.87円	1,736.79円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	20,213,154円	20,040,990円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7特定期間 (平成21年8月10日現在)		第8特定期間 (平成22年2月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損 益に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損 益に含まれた評価差 額 (円)
親投資信託 受益証券	3, 701, 204, 992	528, 246, 898	3, 233, 703, 903	△396, 245, 584
合計	3, 701, 204, 992	528, 246, 898	3, 233, 703, 903	△396, 245, 584

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第7特定期間 (平成21年8月10日現在)	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0. 5547円 (5, 547円)	0. 4900円 (4, 900円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (平成22年2月10日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ・コモディティマザーファンド	5, 311, 602, 995	3, 233, 703, 903	
合計			5, 311, 602, 995	3, 233, 703, 903	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成21年8月10日現在)	(平成22年2月10日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		69,908,244	109,072,184
コール・ローン		268,041,848	73,554,052
社債券		5,649,127,820	5,130,974,674
未収利息		2,311,482	999,627
前払費用		126,733	595,888
流動資産合計		5,989,516,127	5,315,196,425
資産合計		5,989,516,127	5,315,196,425
負債の部			
流動負債			
未払解約金		—	10,000,000
流動負債合計		—	10,000,000
負債合計		—	10,000,000
純資産の部			
元本等			
元本		9,047,568,718	8,713,622,956
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		△3,058,052,591	△3,408,426,531
元本等合計		5,989,516,127	5,305,196,425
純資産合計		5,989,516,127	5,305,196,425
負債純資産合計		5,989,516,127	5,315,196,425

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月11日から8月10日まで、および8月11日から翌年2月10日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年8月10日現在)	(平成22年2月10日現在)
1. 期首元本額	9,581,729,507円	9,047,568,718円
期中追加設定元本額	819,860,199円	783,093,896円
期中一部解約元本額	1,354,020,988円	1,117,039,658円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・コモディティファンド	5,590,944,098円	5,311,602,995円
パインブリッジ・コモディティファンド ＜1年決算型＞	1,075,015,867円	977,115,964円
パインブリッジ・イレブンプラス ＜毎月決算型＞	1,573,746,061円	1,607,023,781円
パインブリッジ／FOfs用コモディティF (適格機関投資家限定)	807,862,692円	817,880,216円
合計	9,047,568,718円	8,713,622,956円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日における当該親投資信託の受益権 の総数	9,047,568,718口	8,713,622,956口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、 その差額は 3,058,052,591円であり ます。	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、 その差額は 3,408,426,531円であり ます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年8月10日現在)		(平成22年2月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
社債券	5,649,127,820	653,862,025	5,130,974,674	△91,065,380
合計	5,649,127,820	653,862,025	5,130,974,674	△91,065,380

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年2月11日 至 平成21年8月10日	自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成21年8月10日現在)	(平成22年2月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6620円 (6,620円)	0.6088円 (6,088円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年2月10日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	社債券	9727 SVENSK 0.0200% A727 07/27/2010	27,200,000.00	30,493,920.00	
		9827 NOR-EXPT 0.1500% AA28 10/28/2010	26,000,000.00	26,548,600.00	
	計		53,200,000.00	57,042,520.00	
				(5,130,974,674)	
				57,042,520.00	
				(5,130,974,674)	
小計					
合計				5,130,974,674	
				(5,130,974,674)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	社債券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年2月26日現在)

I 資産総額	3, 299, 988, 578 円
II 負債総額	26, 423, 813 円
III 純資産総額 (I - II)	3, 273, 564, 765 円
IV 発行済数量 (口)	6, 618, 515, 966 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0. 4946 円
(1万口当たりの純資産額)	(4, 946 円)

(注) Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

(ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンドの現況

(平成22年2月26日現在)

I 資産総額	5, 352, 407, 401 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	5, 352, 407, 401 円
IV 発行済数量 (口)	8, 701, 319, 250 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0. 6151 円
(1万口当たりの純資産額)	(6, 151 円)

第5 【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第1 特定期間	自 平成18年 2月23日	20, 399, 941, 244	994, 785, 247
	至 平成18年 8月10日		
第2 特定期間	自 平成18年 8月11日	3, 243, 445, 483	2, 635, 288, 829
	至 平成19年 2月13日		
第3 特定期間	自 平成19年 2月14日	3, 981, 649, 389	7, 618, 990, 883
	至 平成19年 8月10日		
第4 特定期間	自 平成19年 8月11日	946, 081, 614	5, 426, 690, 864
	至 平成20年 2月12日		
第5 特定期間	自 平成20年 2月13日	1, 874, 676, 240	6, 350, 862, 473
	至 平成20年 8月11日		
第6 特定期間	自 平成20年 8月12日	379, 679, 021	1, 471, 254, 811
	至 平成21年 2月10日		
第7 特定期間	自 平成21年 2月11日	1, 405, 445, 599	995, 327, 205
	至 平成21年 8月10日		
第8 特定期間	自 平成21年 8月11日	1, 390, 146, 690	1, 447, 534, 650
	至 平成22年 2月10日		

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

